

ブロック別単位税政連会議を開催

単位税政連の現況などについて意見交換



本連盟は、単位税政連の会長及び幹事長並びに支部長の参加のもと「ブロック別単位税政連会議」を開催した。この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに準じて48の単位税政連を3つのグループに分け開催するものである。

開催日及び開催場所は次のとおり。

- グループ1 11月24日
- グループ2 12月1日
- グループ3 12月3日

(会場は全て全連連ビル) 会議の冒頭、名倉会長から次のあいさつがあった。

10月31日に実施された衆議院総選挙に対し、各単位税政連より多大な協力をいただき感謝申し上げる。本連盟における31名の推薦候補者のうち28名が当選することができた。

税制改正に関しては、衆議院選挙の影響で税制改正大綱公表の遅れが懸念されたが、与党税調の会議も開始され、12月の税制改正大綱の公表に向けて動き出している。本連盟では、選挙後の11月16日から18日に改めて一斉陳情を実施し、税

制改正要望を強く訴えると共に、これに加え今回は税理士法改正に関し、その改正内容を説明し大綱に記載されるよう強く要望した。

本日のこの会議は、本連盟の組織活動方針に則って開催されるものであり、この機会に各単位税政連から忌憚なき意見を賜り、意見交換を行いたいと考えている。

◇ ◇ ◇

続く会議の議事は、東税政からの報告として、令和3年の主な活動、単位税政連の規約改正、栃木税政連訴訟、令和4年度税制改正及び税理士法改正に関する要望について説明があった。

次に各単位税政連との意見交換があり、単位税政連からは、詳細な活動報告、規約改正及び会員数増強に向けての方策やインボイス制度の導入に関する意見が寄せられ、熱心な討議が行われた。

◇ 会員増強表彰

ブロック会議では、前年度の会員数より増員となった単位税政連に対し、その功労を称えるため、会員増強表彰を行っている。

今回表彰された単位税政連は、次のとおり。

神田、麻布、上野、大森、北沢、中野、王子、葛飾、江東東、青梅、八王子、町田、東村山、武蔵野、武蔵府中(以上、15税政連)。

昨秋に行われた衆議院選挙。終わってみれば与党の圧勝。野党共闘と意気込んだ立憲・共産はその勢力を減退させ、政権交代など夢の又夢。国民の共産主義への嫌悪感は、いまだに強かった。維新や国民民主の第三勢力の台頭は、今年の参議院選挙を経て保守二大政党政治への道筋となるか。中国の経済力・軍事力の肥大により風雲急を告げる東アジア情勢の緊迫化は、日本の政治・経済にどのような影響をもたらすのか、そして国民の意識は目覚めていくのか、今年の政治からは目が離せない。それにして、選挙への無関心は如何なものか。投票率は相変わらず低調で、伸びたのは期日前投票。政治は分からない、興味が無い、何も変わらないと嘆いているうちに、気がつけば、湯の中の蛙。いつのまにか茹で蛙ではたまらない。税の世界に限っても相続税基礎控除の引き下げ、小規模宅地の適用要件の厳格化と、税理士が勝ち取ってきた納税者のための法律もいつのまにか、課税庁の思いのまま。わが東税政の組織率も年々低下し、若手の加入率も上がってこないもどかしさ。政治に興味はない、仕事が忙しくて時間がない等々、断り文句は数々あれども、掘は埋められてたとき、こんな初夢は御免蒙りたい。

論説

昨年12月10日、令和4年度の与党税制改正大綱が公表され、住宅ローン控除の見直しや賃上げ税制の拡充等が盛り込まれた。税理士業界の立場でいえば、税理士制度の見直し、インボイス制度の一部見直し、改正電子帳簿保存法の電子取引の保存義務に2年の有期間が設けられたことが大きなポイントといえる。昨年の国会陳情は10月末の衆議院選挙の影響を受け、11月に入ってから行い、各議員に税理士法改正が令和4年度の税制改正法案に盛り込まれるようお願い

をした。コロナ禍で対応の重要性が増したクライアントのデジタル化について、その波に取り残されないようサポートすることは納税者の権利保護が前提にある税理士の「役目」といえる。ただし、税理士事務所

また、併せて迫りくるインボイス方式の実施につき、税理士会でヒアリングした具体的な業界の声を伝え、平成28年の軽減税率、インボイス方式導入の法律制定時に附則第171条第2項に刻まれた軽減税率導入後3年を自途とする事業者の同

でも感染拡大による緊急事態宣言、宣言の解除、そして度重なる宣言と経済面で大きな打撃を受けた。このような異常な経済状況の中において、インボイス方式を予定通り実施に踏み切つてよいのだろうか。令和3年はイン

コロナ禍以前は課税事業者であった者が図らずも課税売上高1000万円以下になり、対応に追われることになりかねない。正常値でない売上高において、価格交渉、経営判断、課税選択の判断が迫られるのは余りに酷である。激変緩和措置や経過措置が設けられているが更に複雑になり、手間も増えてしまう。改正電子帳簿保存法の電子保存義務の2年間の有期間は、事業者の目線から見直された点として大きく評価できよう。

今年も税理士政治連盟は中小零細事業者の声を展開していきたい。

中小零細事業者の声に耳を傾けて

のテレワークや在宅勤務については、二か所事務所禁止規定の抵触や非税理士の温床となりかねない問題もあるので制度設計については留意しなければならぬが、使い勝手が良いよう運動をしたい。

制度の実施状況、インボイス方式への準備状況等の検証の必要性を強く訴えた。2022年はちょうど、その3年の巡り合わせの年でもある。この間、世界は新型コロナウイルスパンデミックで深刻な影響を受け、わが国

ボイス方式の実施時期である令和5年の基準期間にあたる。つまり正常ではない年での判定になる。コロナ禍において傷ついた中小零細企業、個人事業主は、インボイス方式で最も影響を受ける事業者と重なる。よって、

見交換があり、単位税政連からは、詳細な活動報告、規約改正及び会員数増強に向けての方策やインボイス制度の導入に関する意見が寄せられ、熱心な討議が行われた。

ブロック会議では、前年度の会員数より増員となった単位税政連に対し、その功労を称えるため、会員増強表彰を行っている。

今回表彰された単位税政連は、次のとおり。

神田、麻布、上野、大森、北沢、中野、王子、葛飾、江東東、青梅、八王子、町田、東村山、武蔵野、武蔵府中(以上、15税政連)。



武蔵府中税政連



中野税政連



上野税政連

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険 加入のおすすめ

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが専門家としての要件とも言われています。専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

資料請求先 (株)日税連保険サービス
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話0120-320-912 FAX 03-5435-0907

ホームページ
ぜいばいほけん 検索 www.zeirishi-hoken.co.jp



保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

消費税無申告の対応策

デジタルプラットフォーム運営者による納税管理人制度

I はじめに

私たちは、スマホやPCを指先で操って商品やチケットを購入し、映画やゲーム、音楽をダウンロードして楽しむ等、インターネットを利用したデジタル経済下での生活を享受している。

ところで、デジタル関連企業、特にオンライン広告やオンラインゲーム、クラウドサービスの供給が外国人の場合、日本国内に課税の根拠となるP/Eを持たないことが多く、わが国法人税の課税対象外となり、情報の入手も難しい。そして、日本の消費者に対する電子商取引に係る消費税は、基本的には国外事業者申告納税方式による申告納税義務が課されているが、事実上、執行が困難であり、クロスボーダー取引による消費税の申告漏れが指摘されている。

等を行う居住者等をいう。消費税の分野では、国外事業者がこの義務を履行しなかった場合、本改正前は税務当局には取り得る法的手段がなかったため、申告漏れは課税取引となり、事業者免税点制度の適用がない限り、消費税の申告納税義務を負うことになる。そして、国税通則法一七条により納税管理人の設置が義務付けられているが、

納税管理人を定めるために税務当局が行使することができず、三つある。まず、①納税管理人を定めるべき納税者が納税管理

人の提出をしなかったとき、その納税者に対して納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができるようになった。

次に、②当該納税者が届出をしなかったときは、「国内便宜者(外国法人の国内子会社等)」に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができるようになった。

一方、デジタルプラットフォームの運営者からすると、自社のプラットフォームを利用している国外事業者の情報提供を求められ、その可能性や、特定納税管理人に指定された場合の事務負担等が考えられる。したがって、これらを考慮した契約条項や規約の見直しが必要となる。この点は、デジタルプラットフォームの経済的発展を阻害するのではとの懸念も指摘されている。

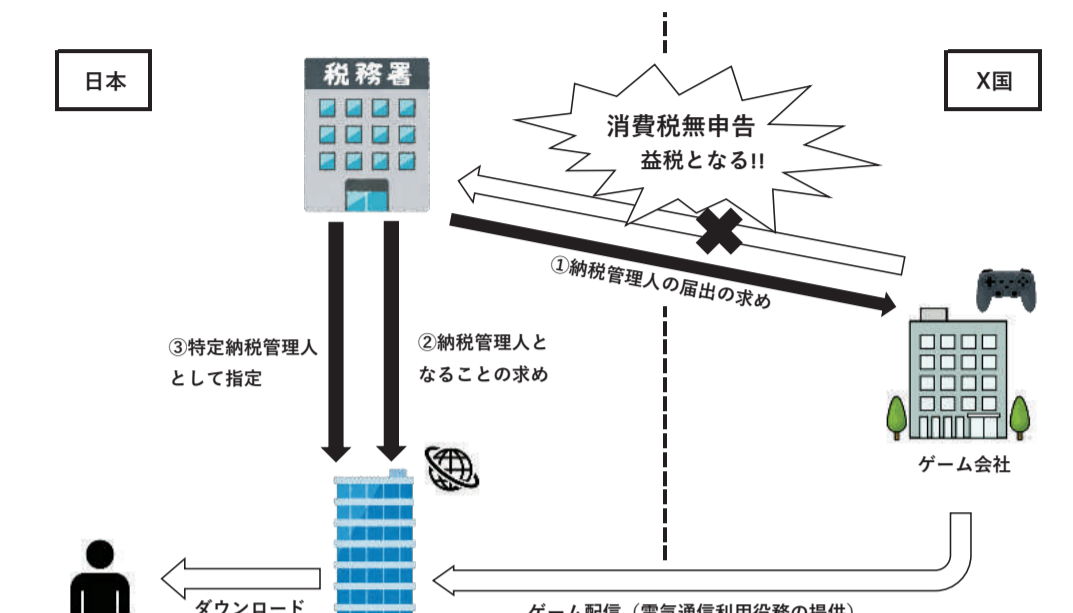
わが国では、平成31年度改正でプラットフォームを運営する企業に対し、不特定のユーザーの納税関係情報について税務当局による情報照会の仕組みが拡充された(通法74条の7の2)。本改正では、特定納税管理人としてプラットフォーム運営者を指定できる法整備が整った。しかし、運用面からすると情報入手の国際的な枠組みが未開発であり、国内プラットフォームからの情報に限られ、その範囲での運用となりそうである。国外事業者と国内事業者の税負担の不公平感を拭うには、さらなるプラットフォーム運営者への規制、例えば源泉徴収制度の活用等も議論する必要があるだろう。

デジタルプラットフォームの運営者は利益獲得を目指す私企業であり、プラットフォームを利用するユーザーとは単に利用契約の相手方に過ぎない。そのため、プラットフォーム運営者に課されるユーザー情報の提供や税務調査の窓口業務を行うことは、過度な事務負担であり、何ら合理性を見出すことができないとの批判もあり得よう。

しかしながら、デジタルプラットフォームは個人情報を含む膨大なデータを収集し、それらを駆使したグローバルビジネスを展開するとともに無数の人々にネットワークサービスを提供しているインフラビジネスでもある。かつて交通・通信・電力等のインフラが公共事業として政府の規制下に置かれたように、デジタルプラットフォーム運営者にも、適正・公平な課税を実現するために公的機関からの要請に応じることが求められている。

【参考文献】
令和3年版改正税法のすべて
大野雅人「DAC7・EUにおけるプラットフォーム出店者情報の収集」租税研究865号

本稿では、この問題の対応策として令和3年度改正で導入されたデジタルプラットフォーム運営者を納税管理人とする制度について検討する。



さらに、①の求めを受けた納税者を「特定納税者」とし、特定納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、「一定の国内関連者」を国税に関する調査の対応窓口として、特定納税管理人として指定することができるようになった。

III 欧州におけるデジタルプラットフォーム運営者を活用したモデル

わが国では、平成31年度改正でプラットフォームを運営する企業に対し、不特定のユーザーの納税関係情報について税務当局による情報照会の仕組みが拡充された(通法74条の7の2)。

本改正では、特定納税管理人としてプラットフォーム運営者を指定できる法整備が整った。しかし、運用面からすると情報入手の国際的な枠組みが未開発であり、国内プラットフォームからの情報に限られ、その範囲での運用となりそうである。

デジタルプラットフォームの運営者は利益獲得を目指す私企業であり、プラットフォームを利用するユーザーとは単に利用契約の相手方に過ぎない。そのため、プラットフォーム運営者に課されるユーザー情報の提供や税務調査の窓口業務を行うことは、過度な事務負担であり、何ら合理性を見出すことができないとの批判もあり得よう。

しかしながら、デジタルプラットフォームは個人情報を含む膨大なデータを収集し、それらを駆使したグローバルビジネスを展開するとともに無数の人々にネットワークサービスを提供しているインフラビジネスでもある。かつて交通・通信・電力等のインフラが公共事業として政府の規制下に置かれたように、デジタルプラットフォーム運営者にも、適正・公平な課税を実現するために公的機関からの要請に応じることが求められている。

【参考文献】
令和3年版改正税法のすべて
大野雅人「DAC7・EUにおけるプラットフォーム出店者情報の収集」租税研究865号

「当面の問題」シリーズ 139

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 6%OFF

8品目以上導入 8%OFF

10品目以上導入 10%OFF

※ソフト保守料・電話サポート込

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

自民・公明が税制改正大綱を公表

昨年12月10日、令和4年度与党税制改正大綱が公表された。前年度税制改正大綱で検討事項とされた税理士制度の見直しは、六、納税環境整備の中に税理士制度の見直しとして採り上げられた。

消費税の軽減税率制度、インボイス制度に関しては、適格請求書等保存方式への円滑な移行に向けて、政府・与党は一体となって万全の対応を進める旨の表記がなされた。施行が来年(令和5年10月)に迫っているが、本連盟はその影響の正確な把握に努め、引き続き改正要望を行っていききたい。

税制改正大綱の主な内容

- 一 個人所得課税
○住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除
○適用期限を令和7年12月31日まで4年延長するとともに、次の措置を講ずる。
①控除率は住宅借入金残高の0.7%に引き下げる。
②控除期間は13年とする。
ただし、令和6年・7年の入居、既存住宅の取得又は住宅の増改築等については控除期間を10年とする。
③適用対象者の所得要件を2000万円以下に引き下げる。
④借入限度額は、認定住宅は5000万円、ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円、認定住宅等以外の住宅については3000万円とする。なお、令和6年・7年の入居については、令和4年・5年の入居より限度額を1000万円(認定住宅は500万円)

た場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組し、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与を支給する場合同様に、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を加算し、教育訓練費の額の比較割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする)。(注)「継続雇用者給与等支給額」とは、継続雇用者(当期及び前期の全期間の雇用者で一定のものを含む)に対する給与等の支給額をいい、上記の「継続雇用者比較割合」とは、前期の継続雇用者給与等支給額をいう。設立事業年度は対象外とする。○中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおりとする見直しを行う。延長する(所得税についても同様とする)。(注)「継続雇用者給与等支給額の比較割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。②教育訓練費の額の比較割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

四 消費課税
○適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。
①免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることのできることをとする。
②右記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者(その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。)のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。
③その他適格請求書発行事業者の登録に係る所要の措置を講ずる。
○仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り、行うことができることとする。
○区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとする。
六 納税環境整備
○税理士制度の見直し
税理士制度について、次の見直しを行う。
(1)税理士の業務の電子化等の推進
(2)税理士事務所等の該当性の判定基準の見直し
(3)税務代理の範囲の明確化
(4)税務代理を行うに当たって前提となる通知等について、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が受けることができることを明確化する等の運用上の対応を行う。

②税務代理権限証書について、税務代理に該当しないことができないこととする等の見直しを行う。(注)上記①の改正は、令和6年4月1日以後に提出する税務代理権限証書について適用する。
(4)税理士会の総会等の招集通知及び議決権の行使の委任の電子化
(5)税理士名簿等の作成方法の明確化
(6)税理士試験の受験資格要件の緩和
○税理士試験の受験資格要件について、次の見直しを行う。
①会計学に属する科目の受験資格を不要とする。
(注)この改正は、令和5年4月1日から施行する。
(7)税理士法人制度の見直し
○税理士法人の業務の範囲に、次に掲げる業務を加える。
イ 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務
ロ 後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等
(8)懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等
①財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があることを認めるときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができるとする。この場合において、財務大臣は、その税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類(その懲戒処分が税理士業務の停止の処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間)を明らかにしなければならぬこととする。
(注)財務大臣は、上記の決定をしたときは、遅滞なくその旨を官報をもって公告しなければならない。

②税理士の欠格条項に、上記①により税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、その決定を受けた日から3年を経過しないものを加える。
③税理士の登録拒否事由に、上記①により税理士業務の停止の懲戒処分を受けた者で、上記①により明らかになった税理士業務の停止をすべき期間を経過しないものを加える。(注)この改正は、令和5年4月1日以後に施行する。
(9)懲戒処分等の除斥期間の創設
○税理士等に係る懲戒処分について、懲戒の事由があったときから10年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができないこととする。(注1)税理士法人の税理士法違反行為等に対する処分及び上記⑧の決定について、上記と同様の措置を講ずる。(注2)右記の改正は、令和5年4月1日以後に施行する。
(10)税理士法に違反する行為又は事実に関する調査の見直し
①税理士法に違反する行為又は事実に関する調査に係る質問検査等の対象に、税理士であった者及び税理士業務の制限又は名称の使用制限に違反したと認められる者を加える。
②国税庁長官は、税理士法に違反する行為又は事実があるとして認めるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとする。(注)右記①の改正は令和5年4月1日以後に行う質問検査等について、右記②の改正は同日以後に行う協

力の求めについて、それぞれ適用する。
(11)税理士が申告書に添付することができない計算事項、審査事項等を記載した書面に係る様式の整備
(12)税理士試験受験願書等に関する様式の整備
(13)その他所要の措置を講ずる。
○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための有償措置の整備
○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなくなったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになることとする。
(注1)右記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなくなったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになることとする。
(注1)右記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなくなったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになることとする。
(注1)右記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

○電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなくなったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようになることとする。
(注1)右記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該電磁的記録の保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとする。

Table with 3 columns: Prefecture (e.g., 東京都, 神奈川県), Branch Name (e.g., 東京税理士政治連盟), and Representative (e.g., 会長 田中伸弥). Includes a decorative header with a colorful graphic and the text '本年も宜しくお願いいたします'.

税制改正要望フォーラム2021開催

国会議員招き議論を展開

12月8日、本連盟は東京税理士会と共催で「税制改正要望フォーラム2021」を参議院議員会館にて開催した。

今回で6回目を迎えるこのフォーラムの目的は「令和4年度税制改正の動向について」をテーマに、東京会と本連盟の税制改正に関する要望を説明し国会議員とのパネルディスカッションを行い、意見交換を通じて要望の実現を図ることである。

今回は、本連盟の新木政策副委員長の司会で進行し、東京会・調査研究部の矢ノ目忠部長の開会のあいさつに続き、東京会の平井貴昭副会長から次のとおりあいさつがあった。

近年、税制改正において大規模な改正はなかったが、消費税に関しては、インボイス制度導入以外でも複雑化の傾向が見られ、また、相続税と贈与税の一体



白熱した議論が繰り広げられた

課税なども注視している。これら税制が複雑化する傾向は、租税回避行為の防止に重点を置くあまり、租税の基本原則である公平・中立・簡素のうちの簡素が軽んじられているのではないかとと思われる。近年のこの傾向から、税制とはもったおろかなものであるべきではないかと考えている。

◇◇◇
次に第一部では、本連盟の森下清隆政策委員長から、本連盟の「令和4年度税制改正に関する要望書(概要)」を基に、適格請求書等保存方式(インボイス方式)の導入反対、役員給与税制の抜本的な見直し、災害損失控除の創設などに関する説明があった。続く第2部では、「令和

4年度税制改正の動向について」をテーマにパネルディスカッションが行われた。参加パネリストは、次のとおり。

【パネリスト】
末松義規氏(立憲民主党 衆議院議員)

東京税理士会
矢ノ目忠調査研究部長

日本税理士政治連盟
吉川裕一 国対委員長

東京税理士政治連盟
菅原祥元 副会長

【コーディネーター】
東京税理士政治連盟
森下清隆政策委員長

パネルディスカッション
開始にあたり名倉会長から次のあいさつがあった。

昨年実施された持続化給付金の申請では、本人によるオンライン申請のみが認められ、それによる混乱が生じていたところ、本日参加されている末松議員が財務金融委員会において、税理士を活用し混乱回避を図るべきとの意見を述べ、結果、税理士によるサポートが実現し、ひいては税理士

に対する納税者の信頼を従前以上に得ることができた。

与党税制改正大綱の公表は間近に迫っているが、末松議員を交えて有意義なパネルディスカッションとなることを希望している。

◇◇◇
パネルディスカッションでは、主に①東京税理士会の税制改正意見書の重要項目、②各国国会議員に対し行った陳情の感触、③インボイス制度、④最低賃金引き上げに向けた対策、⑤災害損失控除の創設などについて討議された。

また、後半は坂田幹事長により、税制改正法案成立までの行程や、与党税制調査会における税制改正大綱公表までの審議経過などに関する説明があり、予定していた内容を全て終了した。

なお、今回の開催にあたり本連盟では、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策として従来の規模より縮小して開催した。

インボイス制度導入反対訴え

公明党との懇談会

本連盟は11月25日、衆議院第二議員会館において「公明党との懇談会」を開催した。写真。

冒頭、名倉会長から、次のあいさつがあった。

先の衆議院総選挙の結果から、自民・公明による安定した政権運営に期待している。税制改正要望においては、本連盟では、要望事項として昨年に引き続きインボイス制度の導入反対を訴えているが、平成28年の所得税法改正における附則第171号への対応をお願いすると共に、今回は免税事業者の現場の声を話したと考えている。また、8年ぶりに税理士法の大規模な改正も要望している。次の税制改正大綱に反映されるよう協力されたい。

続いて、党選挙対策委員長の高木陽介衆議院議員から、

このあと、新木政策副委員長から、インボイス制度導入反対、災害損失控除の創設、欠損金の繰戻し還付制度の拡充、さらに名倉会長から税理士法改正に関する要望事項の詳細な説明があり、各要望項目に関して議員との熱心な意見交換が行われた。

◇◇◇
なお、当懇談会に参加した議員は、次のとおり。

【衆議院】
高木陽介(比例東京)、岡本三成(東京12区)、河西宏一(比例東京)

【参議院】
竹谷とし子(東京)、塩田博昭(比例)



矢ノ目忠氏



末松義規氏



菅原祥元氏



吉川裕一氏



坂田寛氏



森下清隆氏



本連盟は11月25日、衆議院第二議員会館において「公明党との懇談会」を開催した。写真。

新時代も変わらない 助け合いの輪を

1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

税理士の 税理士による 税理士のための
助け合いの輪を広げよう。
関与先は加入出来ません。
加入出来るのは 税理士である 貴方です。



おしどり保障 個人年金

国会議員へ一斉陳情

石原宏高議員(中央)



小田原潔議員(右2人目)



小倉将信議員(中央)



大西英男議員(左)



伊藤達也議員(中央)



下村博文議員(中央)



柿沢未途議員(中央)



海田万里議員(右2人目)



落合貴之議員(左2人目)



長島昭久議員(中央)



土田慎議員(左2人目)



辻清人議員(中央)



平沼明議員(右2人目)



松原仁議員(中央)



松島みどり議員(中央)



平沢勝栄議員(中央)



白眞勲議員(中央)



山口那津男議員(中央)



松本洋平議員(中央)



若宮健嗣議員(中央)



山田美樹議員(中央)



「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2022 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限らせていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を挟み込んでおります。

日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ビジネスサービス
TEL.0120-155-551

株式会社 日税不動産情報センター
TEL.03-3346-2220

株式会社 共栄会保険代行
TEL.0120-922-752

株式会社 日税サービス
TEL.0120-312-112

株式会社 日税経営情報センター
TEL.03-3345-0600

税理士とその関与先のために

50th
NICHIZEI GROUP

「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



明けましておめでとーございます

よき新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、本組合創立60周年記念行事に多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。また、日頃より組合事業をご利用頂き、重ねて感謝申し上げます。

ここ数年、コロナ禍により日常生活のみならず、我々税理士をとりまく環境も、リモート会議やオンライン研修が当たり前になるなど大きく変化いたしました。

このような時代にあつても、本組合は、創立時の基本理念である「相互扶助の精神」を常に念頭に置き、60周年の節目を新たなステップへの第一歩と考え、組合員及び準会員の皆さまの業務支援と福祉の向上を図ると同時に、税理士業界の更なる発展の一助となるよう、誠実に業務に努めて参る所存です。

皆さまには、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和四年元旦

東京税理士協同組合 理事長 小久保 隆
他役員一同

ご利用ください! 「東税協直営売店」

ご利用の際は、組合員証・準会員証をご提示ください

1. 一部の商品を除き定価の**10%割引**

2. 1回のお買上げ金額10%割引後 **5,000円以上送料無料**

特別優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が5,000円以上で送料無料となります。

3. **代金後払い**サービス

組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。ホームページ・FAXにてご注文ください。

直営売店などで使用できる**2021年度**の組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の有効期限は**2022年6月30日**です。有効にご活用ください。

業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実
<お申込み・お問い合わせ> **東京税理士協同組合直営売店** (TEL・FAXは下記をご覧ください)

新築・リフォーム・不動産活用なら **ミサワホーム株式会社**

提携割引あり!

組合員および準会員、その事務所職員・ご家族様には
新築 建物本体価格(税抜)の**3%割引**
リフォーム 契約金額(税抜)の**3%割引**

※上記特典をご利用の際は、事前に紹介カードが必要となります。
※紹介カードは東税協ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ/ミサワホーム株式会社 法人営業部担当: 齋田・片山

TEL: **03-3349-8044** 受付時間/9:00~18:00 (土・日・祝日除く)

紹介手数料をお支払い!

関与先様をご紹介いただき、契約・着工すると
請負工事金額に応じて**3~1%**のご紹介料をお支払いします。

事業承継のお悩みに応えます

株価算定 **無料**

第三者に株式を譲渡する場合の株式価値の目安を無料で算定いたします。関与先企業がM&Aを検討する際の参考情報となります。

M&A 支援

経営課題の解決のため関与先が株式譲渡や事業譲渡を希望される場合、ストライクが初期相談から成約まで全て対応させていただきます。

STRIKE
M&Aは、人の想いでできる。

東証一部上場

ここにー良い縁
0120-552-410

東京都千代田区大手町1-2-1 三井物産ビル15階 <http://www.strike.co.jp/>
担当: 中村大相(だいすけ)

東京税理士協同組合 <https://www.tozeikyo.or.jp>



組合事務局

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館

TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

東京税理士会館1階

TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

